



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・佐賀県武雄市山内町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動の制限

所管課(室)名

農 業 経 営 課

告 示

長崎県告示第763号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び長崎県家畜伝染病予防規則（昭和27年長崎県規則第45号）第2条の規定により、家きん及び物品の移動を当分の間制限する。

令和4年12月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 移動の制限

- (1) 移動を制限する家きんの種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体
- (2) 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 移動を制限する期間
令和4年12月6日から当分の間
- (4) 移動を制限する区域
東彼杵郡波佐見町（野々川郷）の全域
東彼杵郡波佐見町（折敷瀬郷、湯無田郷、小樽郷）の一部

2 搬出の制限

- (1) 搬出を制限する家きんの種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体
- (2) 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 搬出を制限する期間
令和4年12月6日から当分の間
- (4) 搬出を制限する区域
東彼杵郡波佐見町（村木郷、皿山郷、稗木場郷、宿郷、永尾郷、三股郷、中尾郷、井石郷、金屋郷、田ノ頭郷、川内郷、鬼木郷）の全域
東彼杵郡川棚町（木場郷）の全域
佐世保市（木原町、江永町、新行江町、三川内町）の一部
東彼杵郡波佐見町（長野郷、折敷瀬郷、湯無田郷、小樽郷、岳辺田郷、志折郷、中山郷）の一部
東彼杵郡川棚町（石木郷、岩屋郷、猪乗川内郷、五反田郷）の一部
東彼杵郡東彼杵町（川内郷）の一部

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所